

## 船橋市再投資企業促進事業補助金実施要領

### (目的)

第1 この要領は、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、本事業の適正化を図ることを目的に実施要領を定めるものとする。

### (要綱第2条「定義」関係)

第2 第18号に掲げる「成長産業」において、「医療・健康」に係る産業にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律145号）第2条に規定する「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」、「医療機器」及び「再生医療等製品」に係る工場等とする。

2 第18号に掲げる「成長産業」において、「環境・エネルギー」に係る産業にあつては、風力発電、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー等の生産・供給、次世代自動車、高効率ヒートポンプ等の消費・需要、水素製造・輸送・貯蔵、燃料電池、蓄熱・断熱等技術等の流通・需給統合等の技術に係る工場等とする。

### (要綱第3条「再投資計画の認定」関係)

第3 第4項に掲げる「軽微な変更」とは、補助金の増額や交付年度の変更を伴わない変更、その他再投資計画に定めた事項の細部の変更などで、補助金の交付に支障を及ぼすことのない変更とする。ただし、補助金が減額となる場合であっても、その減る額が当初予定額の30パーセントを超える場合は、軽微な変更には該当しないものとする。

2 第8項第3号に規定する「やむを得ない事情」とは、認定日から1年経過した時点、又は認定日から3年を経過した時点で、操業日が明確となっている場合で、かつ遅れた理由が、企業の責めに帰さない理由があるものをいう。

### (要綱第4条「補助金の交付対象等」関係)

第4 第3項第3号に規定する「その他市長が不適当と認める事業」とは、住民の福祉の増進を妨げると判断される事業として、補助事業ごとに判断するものとする。

### (要綱第8条「交付の決定及び条件」関係)

第5 第2項第5号に規定する「事業状況報告」は、毎年4月1日から3月31日までの状況を報告するものとする。同号に基づき、速やかに行うものとするが、企業の決算の確定が済んでいない場合はこの限りではない。

2 第2項第7号に規定する「その他市長が必要と認める条件」とは、補助金交付決定した補助金交付事業ごとに、実効性を担保する条件を判断し、附するものとする。

### (要綱第14条「補助金の返還」関係)

第6 第1項の条件に違反した場合は、以下の部分について交付決定を取り消すこととする。

る。ただし、事業の中止又は廃止について、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

$$\text{交付決定取消部分} = \frac{\text{操業義務年数} - \text{事業継続年数}}{\text{操業義務年数}}$$

※事業継続年数は、操業開始日から事業の中止又は廃止までの年数とし、1年に満たない期間は切り捨てる。

2 第6号に規定する「その他市長が補助することが不適当と認めるとき」とは、船橋市補助金等の交付に関する規則第16条に規定する「偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき」及び「市長の処分に従わなかったとき」とする。

(要綱第16条「財産の処分を制限する期間」関係)

第7 第2項に規定する「市長の承認」をする場合には、以下に定める金額を納付する旨の条件を付さなければならない。

(1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

(3) 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。

2 要綱第14条の交付決定の取消により補助金を返還した者が補助金の返還後に財産の処分をする場合、市長は前項に規定する金額の納付なしに承認をすることができる。

(別表関係)

第8 補助金の交付対象となる者と資本関係等で密接な関係性を持つ場合にあっては同一企業（要綱第2条第15号及び第16号に規定する中小企業者及び小規模企業者に限る）によるものとみなすことができるものとし、その基準については、原則として以下に定めるものとする。

(1) 当該企業が発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有する者又は出資総額の百分の五十を超える出資をしている者

(2) 当該企業の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有する者又は出資総額の百分の五十を超える出資をしている者

- (3) 代表権を有する役員が認定計画に係る企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- 2 前項で規定した同一企業によるものとみなした場合でも、申請者はあくまで操業する企業に限るものとする。
- 3 再投資において設置する工場等と、工場等以外の用途を有する施設を併用する場合は、工場等の延べ床面積が、施設全体の1/2以上を占める場合に補助事業の対象とする。その際の補助金の対象については、工場等の付帯施設として認められる範囲を補助対象とする。
- 4 工場等の建設を数期に分けて行う場合は、建設計画が一体的と認められる場合に、第二期以降の部分も補助の対象に含めることができるものとする。この建設計画が一体的と認められる場合とは、当該工場等における事業を開始する時にすでに建設工事に着手し、又は建築確認申請や工場立地法に基づく届出を関係行政庁に対して行っている場合等をいう。なお、第二期以降の建設計画のうち、諸事情により建設が中止又は延期となった部分があるときは、その部分を除いて、補助金の交付申請ができるものとする。その場合は、要綱第3条第4項の規定により、立地計画の変更承認の手続を経るものとする。
- 5 種目「再投資」における立地は、次のとおりとする。
- (1) 市内企業が、要件に合う内容で既存施設を増築する場合
  - (2) 市内企業が、要件に合う内容で既存施設を改築する場合
  - (3) 市内企業が、既存施設と一体の施設と認められる利用をするために近接地に要件にあう施設を設置する場合
  - (4) 市内企業が、要件に合う内容で償却資産を取得する場合
- 6 再投資の要件となる投下資産額とは、当初の再投資を行う日から起算して1年間で投下する資産額を合算できるものとする。ただし、建設計画が一体的に認められる場合に限るものとし、この建設計画が一体的に認められる場合とは、要領第8第4項に掲げるとおりとする。また、再投資における内容が家屋の建設を伴わない設備投資の場合においても同様とする。
- 7 再投資の要件となる「工場等の拠点の集約化等、事業高度化に資するもの」とは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領に基づく生産性の向上（労働者1人当たりの生産性）の定義にある物的労働生産性と価値労働生産性のいずれかが当該企業の従来設備と比べて10%以上の向上を見るものとする。
- また、労働生産性の算出は、次のとおりとする。
- (1) 物的労働生産性＝生産数量÷従業者数
  - (2) 価値労働生産性＝生産額÷従業者数

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。